

就学支援委員会のしくみについて

お子さんのよりよい就学についてお考えの保護者様に、就学支援委員会のしくみについて、Q&A形式で、ご説明いたします。

Q1、就学支援委員会ってなに？

A、 就学支援委員会は、教育関係者や保育関係者、医師、心理士などで構成される会で、お子さんの可能性を伸ばし、社会参加や自立をめざすために望ましい就学について、専門的な見地から検討・助言を行う委員会です。検討結果は、「地域の学校の通常の学級」、「地域の学校の特別支援学級」、「県立の特別支援学校」のいずれかから、「委員会意見」として出されます。

Q2、特別支援学級ってどんな学級？

A、 障害のあるお子さんや、発達に課題のあるお子さんのニーズに合わせて学習する学級です。特別支援学級は、1学級の児童生徒数が8人以下で編制され、異学年の子も一緒です。特別支援学級担任は1学級に1人です。それぞれのお子さんの障害による特性やニーズに合わせて、どのように学習を進め力を伸ばしていくか、本人・保護者と学校等で話し合い決めていきます。随時、計画の見直しも行っています。特別支援学級に在籍しても、特別支援学級だけで過ごさなければならないということではありません。お子さんの学習ニーズに応じて、同学年の交流学級において、共に学ぶ活動も行います。



Q3、特別支援学級籍になったら、もう通常の学級籍に変えられないの？

A、 在学中のお子さんの状態によって、希望があれば年度毎に行われる就学支援委員会に申請し転籍することが可能です。通常の学級から特別支援学級への転籍も委員会意見が出れば可能です。学校とも連携しながら、お子さんの健やかな成長にむけて相談してください。

Q4、学習支援員とは？

A、 学習支援員は、特別支援学級において、教員の指示指導した課題等に子どもが取り組みやすくなるように支援をする学校職員です。学校単位で配置され、子ども一人ひとりに1対1で配置されるわけではありません。また、すべての学校に必ず学習支援員が配置されるとは限りません。

Q5、特別支援教育って？

A、 特別支援教育とは、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高めるため、支援を必要とするすべての子どもを対象に行う教育です。

就学に際し、学習や生活において心配な面があるお子さんについては、就学先の学校で具体的にご相談されることをお勧めします。

また、通常の学級籍のお子さんを対象とした「通級指導教室」もあります。(詳しくはQ6)

Q6、通級指導教室ってなに？

A、 現在桑名市には、修徳小学校に2教室、大山田西小学校・長島中部小学校・在良小学校・成徳中学校に各1教室の、6つの通級指導教室が設置されています。対象となるのは、通常の学級籍でことばに課題のあるお子さんや、対人関係やコミュニケーションに課題のあるお子さんです。現在は、1週間に1時限程度、保護者の送迎により通級していただいています。（在籍校に通級指導教室がある場合は、送迎の必要はありません。）希望される場合は、入学後、小中学校へ相談してください。ただし、通級に該当するかどうかは教育委員会の判断になります。

Q7、特別支援学校ってどんな学校？

A、 県立の学校です。近隣にはくわな特別支援学校（知的障害児対象）、特別支援学校きらら学園（肢体不自由児対象）があります。学校教育法施行令第22条の3に該当する重度（場合によっては中度）の障害者手帳を持っているお子さんで、就学支援委員会で特別支援学校の委員会意見が出された場合に入校の対象になります。

Q8、いつまでに就学支援委員会に申請することを決めればいいの？

A、 基本的には、5月中旬です。就学支援委員会は、一年をかけて保護者と共に、お子さんのより良い就学の方向性をじっくり考えていきます。そのためには、5月下旬には書類にて申請をしていただく必要があります。

申請には、発達検査の結果や医師による発達に関わる診断などの情報が必要です。

Q9、5月中旬までに決められなかったらどうするの？

A、 迷いがあって決められない場合、就学先の見学をおすすめします。見学をしても判断しかねる場合は、就学支援委員会事務局（24-1192）へお問い合わせください。就学相談をさせていただきます。見学や相談の時期が夏になった場合、秋に実施の就学支援委員会に出していただくことが可能です。それ以降になると、次年度の申請になります。

Q10、委員会の意見が出たら、必ずそのとおりに就学しなければならないの？

A、 委員会意見が出たらそれで決定というわけではありません。意見をもとに、実際に就学予定先に見学・相談に行き、情報を集めてもらったうえで、本人・保護者の意向を決めていただきます。委員会意見に本人・保護者が同意できなかったり、迷いがあったりすれば、就学相談を受けていただきます。そして保護者の最終の意向を報告してもらい、教育委員会が就学先を決定します。

ただし、就学支援委員会で、通常の学級という意見が出た場合は、特別支援学級に在籍して学習する必要はないと判断されたということなので、特別支援学級には入級できません。

また、地域の特別支援学級と意見が出た場合は、特別支援学校で学習する必要はないと判断されたということなので、特別支援学校には入学できません。